

私立短期大学図書館協議会

私 短

Bulletin of Junior College Library Association

編集者
菅原春雄
発行者
もり・きよし
発行

私立短期大学図書館協議会

1978.12 No.3

第2回総會議事録

日時：昭和53年10月13日 午後1時～5時

場所：青森市 東奥日報社4階会議室

参加者：33校（うち会員校29） 42名

I 会長挨拶

II 講演（もり会長）

NDC改訂8版の主要な改正点、7版との比較、運用に際しての注意事項等が説明された。

III 事業報告

1. 事務局報告（安部常任理事）

○昨年度事業報告

昨年9月29日発足以降の本協議会の動向を説明。

○地区活動

各地区で協議会が結成され、会員校の協力態勢が整い始めている。

○会員校数

総会当日現在138校となっている。

2. 会報報告（菅原理事）

会報1、2号が発行され、会員校、関連団体に配布された。

3. 研究報告（芝原理事）

利立短期大学図書館の実態調査にとりかかり、原案ができた。（IVの4を参照）

4. 広報報告（網本理事）

本協議会の活動報告が、図書館雑誌の「部会通信－短期大学図書館部会－」欄に掲載されている。

5. 地区活動報告

○北海道地区（坂本理事代理：安部常任理事）

地区協議会結成のため資料配布を行った。

○東北地区（中村理事）

昨年11月、仙台で集会を催し、業務について討議した。総会前日、青森市で会議を開いた。

○関東・甲信越地区（片山理事代理：安部常任理事）

本年3月、NCR新版予備版の講演会及び地区協議会を開いた。

○東海・北陸地区（梶田理事代理：林氏）本年5月より、組織作りに着手し、規定案を作成した。6月より、具体的活動に入った。又、同地区36校を対象に実状調査を実施し、研修会も開催した。

○近畿地区（前川理事代理：安部常任理事）

本年3月第1回会合と、7月第2回会合を開き、NCRの講演、地区名簿及び廃棄本についての討議を行なった。

○中国・四国地区（川崎理事）

本年3月、連絡、運営について相談しあった。

○九州地区（村上理事）

昨年11月第1回研修懇談会を開いた。

6. 会計報告（安部常任理事）

中間報告として、昭和53年9月30日現在の収支を報告。

7. 昭和52年度会計監査報告（宮島監査）

本年9月22日、宮島、柴田両監査が事務局で、会計監査を行ない、記帳、証票等に誤りのないことを確認した旨報告された後、承認された。

IV 協議事項

1. 規約改正

事務局提示の改正案を検討。第6条第4項、第7条第5項、第8条第2項、第10条第2項の部分的改正・削除、第6条第6項の追加、及び第9条の全面改正が承認された。（新規約参照）

2. 地区協議会通則

地区協議会通則（案）をもとに討議され、下記の事項を改正、補充し、可決承認された。（「地区協議会通則」参照）

○中部地区を①東海・北陸地区及び②甲信越地区に

分け、後者は関東地区と共に関東・甲信越地区を形成する。

- 地区協議会の役員については、その任期はとくに定めず、その選出方法は各地区協議会が主体的に行なう。
- 「通則」、「会則」等の名称の決定は、各地区協議会に一任する。

3. 役員人事

網本正己、中村泰正、宮島敬久の三氏が新役員として承認された。

4. 実態調査

私立短期大学図書館に関する実態調査を計画した

主旨と、調査項目等が説明された後、討議に入り、できるだけ早く調査を実施することに決定した。

5. その他

○提案事項

「総会の時期を年度初頭にして欲しい」「利用教育（10月13日、午前の短大部会のテーマ）について、その対象を短大のみに限定しない方がよい」「私立短期大学協会で研修会を開催しない年は、本協議会で開催して欲しい」

V 閉会の挨拶（中村理事）

（司会・進行：菅原、片山両理事）

短大図書館めぐり 第3回

北海道武蔵女子短期大学図書館

-「伊藤記念図書館」のこと-

1

本学は、昭和42年4月に、在札の武蔵大学の同窓生等が中心となって創設したものである。最初は、教養学科（司書コース併設）の学生164名というこじんまりした学園としてスタートしたのである。そのご英文学科の増設により、現在では2学科750名を数えるまでに成長した。

本学図書館は、学園創設10年記念として、本学専務理事篠田二郎のご母堂伊藤ふみ氏から寄贈されたものであり、昭和50年12月に完成した。新図書館は、寄贈者への謝意をこめて“伊藤記念図書館”と命名された。

2

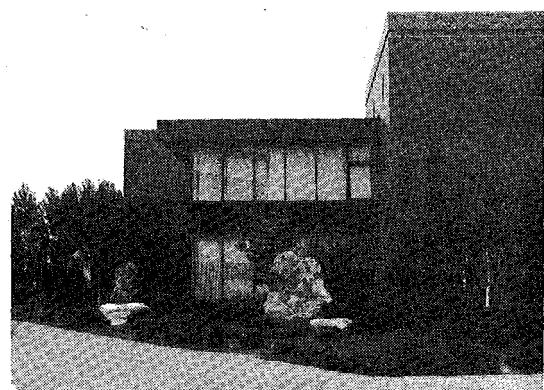
新図書館は、総面積1,584m²、鉄筋2階建の外観は焦茶色煉瓦タイル張りの重厚な建物である。館内の配置は、1階には、ロビー、視聴覚室、児童図書室、会議室、研究室および洗面所等があり、2階は事務室、学生閲覧室および教官閲覧室になっている。

また、書庫は現在2層になっているが、将来は3層の設備が可能であり、18万冊の蔵書を収納できるように設計されている。

3

新図書館は、このように近代的設備をもったものではないが、開館以来とくに話題となっているのは、1階に開設した児童図書室とその活動についてである。

これについては、開設直後に「北海道新聞」（昭和51年7月21日朝刊）がとりあげたこともある。その反響の大きさに驚いている。



現在、児童図書や児童図書館に対する社会的関心や要求が高まる一方において、専門の児童図書館員の養成の不充分さが指摘されている。開学以来司書コースを開設している本学としても関心をもち、その期待に応えなければならないと考えてきた。

そこで図書館の完成を機会に、児童図書室を開設し、これを地域社会の子どもたちに利用してもらうことにした。そして学生たちには児童奉仕の実習を通じて知識と技術を深めるように指導している。

本学の、この試みが現在では全国の私立短大図書館関係者の共感を得て児童図書室を開設する短大が増えつつあることはきわめて喜ばしいことである。これらの短大図書館の児童図書室の活動については改めてこの「会報」を通して知りたいものである。

（館長補佐 坂本龍三）

「議員連盟・三全総・全図連のこと」

もり きよし

ことしは、わが図書館界に大きな話題が多い。10月にはJLAの全国図書館大会が青森市で、また東京の慶大では日本図書館学会の研究大会が開催され、いずれも例年以上の盛会裡に終った。今月27日には国立国会図書館開館30周年記念式典が行われ、つづいて3日間同館主催の記念国際シンポジウム（図書館協力ネットワーク）が華々しく行われる予定である。

さて、本年の館界では画期的な発展が予想できる芽生ができたといえる。その一つは、国會議員による図書議員連盟（255名）が5月に結成されたことを注目したい。図書及び図書館の問題を国のレベルで振興業が論ぜられ、その事務局で具体的な施策と予算が研究されつつあるという。緒についたばかりであるが館種別にまた総合的に検討し、その改善充実方策と助成が計画されている。何らかの形で実現される日を期待したい。

この議員連盟との係わりで注目したいことは、国土庁の三全総（第三次全国総合開発計画）の定住圏構想にもとづく計画策定である。これは「地域文化施設の整備について」図書館をはじめとする文化施設へ龐大な国家財政の投資が行われようという気運がみえる。これらは直

に実施されるわけではないが、芽が出たことは喜ばしいことであり、われわれの要望も強く働きかけるべきであろう。

次は「全図連」（全国図書館団体連絡会議）のことである。全図連は2月に産声をあげたが声もききとれないほどで、いわば未熟児である。しかし、いずれ幼児となり動き始めることであろう。現在、JLAのほかに館種別の全国組織がある。全公図、SLA（学図）、国・公・私立大学図、公・私立短大図及び専図協の8団体である。これらは館単位の構成で活動をしているが、各団体と横のつながりを深め、情報の交換や全国的な総合計画の研究を進めることが連絡会議の趣意である。

JLAのほかに全図連を結成することは屋上屋を架すものだとの批難がなくはない。しかし、JLAは社団法人の性格上から個人単位であり、いわゆる館種別部会も組織的にはアイマイさがあつて実態に即しない。そればかりか既成の館種別団体がJLAの組織内に一元化することは難かしい。むしろ、個人中心のJLAと館種別団体の連絡体とが表裏一体となって協力することこそ現実的であろう。

「我々の扉を開くもの」

川崎 文策

私立短大が発足して約27・8年、正式に発足して3年とはいうものの学生にとって、学生生活の中心部分をなす図書館の配慮が、学校側にも行政の側にもいきとどいたものがあるとは言いがたい。予算、教員の理解支援、館員の定員確保、人材、待遇……いずれも好ましい現状ではない。その要因は多々あるであろうが、今までの多くの私短大館の実状は、学生数五百人～千人に館員数1人～2人でこれは過酷な日常業務であった。その中である者は明日に曙光のあるを夢見、又奉仕の中に喜びを見い出す者、自己研修に懇められる者あり、しかし中には先に希望を失い又、偏見やよくない待遇に堪えられず中途で放棄していく者もいたであろう。我々はこういう状況の繰り返しの中にありながら、日本私立短大協会主催などの各地の研修会に参加し、1976年以降私立短大図書館協議会の結成、JLAに短大部会が発足するなど、その機運は少しづつながら発展の土台を形成しつつある。決して道は閉ざされていないことを感じ、ひそやかな希望を感じるのである。

新聞によると、あるスーパーが客集めに、店舗の中に「子ども図書館」を開いたところ、一日平均ウイークデーで二、三百人、休日には六百人、多いときで千人の子どもとその親たちがやって来て、スーパー側を驚かせた。

人気がよいので当座だけ開くつもりがやめられそうになくなった。その大きな理由はこういう施設が子どもや親たちから求められていたからだと。又、広島県の移動図書館“ひまわり”と“みどり”的利用者の意見を聞くと、「読みたい新刊書がほとんどない」「回数が少ない」「一ヵ所四十分では選ぶ時間がない」など注文はなかなか厳しいという。又、東京八重洲ブックセンターでは十九万点百万冊を揃え連日大変な客足だそうである。

これらは何を意味するだろう。多くの人が知識や必要な情報を求めているという証拠である。しかるに先にも述べたように国の（文部省あたり）図書館行政の立ち遅れを感じないわけにいかない。10年前と少しも変わっていない。政治家は民衆に奉仕し、医者は病める者に奉仕

私立短期大学図書館協議会規約

(名 称)

第 1 条 本会は私立短期大学図書館協議会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、私立短期大学図書館相互の連絡並びに研究にあたり、図書館の発展向上を図ることによって私立短期大学の使命達成に寄与することを目的とする。

(会 員)

第 3 条 本会は、私立短期大学図書館をもって組織する。

(事 業)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- 1 会報等の発行
- 2 短期大学図書館に関する調査研究および知識の普及
- 3 研究会・講習会などの開催ならびに研究等の助成
- 4 その他第 2 条の目的達成のため必要と認められる事業

(役員の種類)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 理事 若干名（内 1 名を常任理事とする）
- 3 監査 2名
- 4 幹事 若干名

(役員の選出)

第 6 条 会長、監査は総会で選出する。

理事は、地区協議会が選出したもの（以下地区選出理事という）及び会長が推薦し総会の承認を得たもの（以下会長推薦理事という）とする。地区選出理事及び会長推薦理事の定数は、総会でこれを定める。

常任理事は、理事の互選によりこれを定める。

幹事は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

役員については、在職する会員校の承認を経て個人をあてる。

(役員の任務)

第 7 条 会長は、この会を代表し会務を総理する。

常任理事は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

理事は理事会を組織し、重要な会務を審議決定する。

監査は、この会の会計を監査し会長に報告する。

幹事は、会務の処理に関して常任理事を補佐し執行する。

(役員の任期及び欠員の補充)

第 8 条 役員の任期は 2 年とする。但し再選を妨げない。理事及び監査に欠員を生じた時は、直ちに補充する。

この場合における役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は、その任期が満了した場合においても、後任者が決定するまでの間は、その任務を継続しておこなう。

(会 議)

第 9 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

総会は、会長が招集し、その議長となる。

定期総会は、毎年 1 回開催する。但し、必要ある時は、臨時総会を開催することができる。

総会は、その構成員（会員校）の 5 分の 1 以上の出席がなければ成立しない。但し、構成員で出席でき

し、弁護士は法律問題で悩む者に奉仕する。そして館員は利用者（学生）に奉仕する。我々の日常の奉仕内容は密度においては濃いくないかもしれない。しかし、一日一年、その連続した奉仕の厚みは決して他の奉仕職業に劣るものではない。しかし今僅かながら図書館に光が射し始めているとするなら、それは文化国として進む社会に今あること、一つは先輩の館員の方たちの過去から連続した黙々とした奉仕の尊い汗の実りを指摘しないわけ

にいかない。我々は行政指導や図書館制度の遅れの中にあって、その扉をより押し開いていくものは、我々先輩のたゆみない奉仕と研鑽を勇気をもって踏襲していくことであろう。それこそが我々を支え行政の目を開らかせ得ると信じる。

神は我々にだけ光を射し給わないと信じる。

（鈴峯女子短大図書館）

＜会員校の声＞ 第3回

読書週間のために用意した掲示をはずしていると、うしろから「いつも楽しく見せてもらっていますよ」と声をかけて下さった先生がいた。いつもは新着書のカバーを貼っている掲示板だが、読書週間期間中には、学生の図書館利用状況と、すこしでも学生の読書意欲をかきたてるのに役立てばと思い、読書や書物に関する有名な人の言葉を書いて貼っている。今年は「新しき本を買い来て読む夜半の、そのたのしさも長く忘れぬ」（石川啄木）と、「書物ほど魅力ある調度品はあるまいに」（シドニー・スミス）等を貼ってみた。掲示というのは、学生を呼び出したりする以外には一体どれだけの人が見ててくれるかわからないが、こうして「見ていますよ」と言われたり、また、学生が新着図書の案内にあった〇〇〇という本を読みたいんですが……と言ってきたりすると、やっぱり見ていてくれるんだなあと思い、雑務に追われる毎日で時にはうんざりすることもあるなかで、それがけみとなってがんばらなくっちゃと思ったりする。

そんな私が毎日仕事をしている梅花短大図書館は、大阪の豊中市にある。豊中市といつても他府県の方々はさっぱりわからないかも知れないが、女の園宝塚歌劇といえばどなたも一度は耳にされたことがおありではないでしょうか。その宝塚へ行く阪急路線の途中の駅で降りた地の住宅街の中にある。学園の歴史は今年で101年目を迎えてるのでかなり古いが、短期大学が発足してからは28年目で現在は、英語科と家政科が設置され学生数は約900名である。図書館といえば蔵書数約3万冊年間増加冊数1500冊、館員2名という小規模図書館である。小じんまりした大学の1年間の動きに合わせてこの小さい図書館も休むひまなく動いている。

いくら仕事をしても、もうこれで全部し終えたということはありえない、図書館が存続する限り仕事は無限にあると思うくらい、することが山ほどあると感じるのは、他の会員校の図書館でも同じではないでしょうか。ほんとうに仕事が次々にあるが、この頃はこう思うことにしている——仕事がたくさんあってありがたいことだと。

まだまだ悟りをひらくにはほど遠い未熟者の私がこんなふうに思えるようになったのは、それは仲間に出会ったからである、めだたないけれど、地味だけれど自分に与えられた図書館のために頑張っている人達を知ったことから、私もあせらずにゆっくりやろうと思うようになることができたのである。これは年1回全国から仲間が集まる日短協の研修会に参加して得た最大の収穫であると思っている。研修会での図書館実務に関する建設的な研究発表や活発な討論会からは、自分の不勉強が思いしらされた。そして多くのものを得て自分の図書館にもどったときは何かをしなくてはと痛切に思うが、留守中にたまたま仕事をかたずけているうちにせっかく芽生えた決心はいつのまにか消えてしまう。自分の意志の弱さを感じつつも、日常業務に流されてしまう。そんなとき、もっと身近な研修の場があればいいのになと思っていたが、ちょうど1年前の秋に短団協発足の知らせを聞き、すぐ入会した。でも、どうして日短協の図書館研修会を軸にした協議会ができなかったのかと疑問に思ったが、そんなことこだわっていては何もできない、とにかく現実に短団協が誕生し、動き出した。近畿地区ブロックでは前川さんを中心とした大谷女子短大図書館がお世話を下さっている。これまでに2回研修会を行い、12月には図書館見学会が予定されているとか……かなりきめの細い計画を立てて下さるので参加者のひとりとしておおいに期待している次第である。ただ、残念なことが最近とどいた一枚のハガキで報らされた。それは短団協の生みの親ともいうべき元東京女子大学短大部図書館の安部先生が短大図書館の現場から離れたことである。親から急に離された子供のようにうろたえてしまう。しかしこれを機会に地区ブロックの幹事を中心に各館の協力の輪を広げ、小さいひとつひとつの図書館が短団協が目的とする方向へ発展していくように、そしてこそでも利用者にとって使いやすい図書館にするため努力していかなければいけないと自分自身に言いきかせている。

林 たつえ（梅花短期大学図書館）

ないものが、書面をもって自分の意志を表示するか、又は、他の構成員に表決権を委任したときは、総会に出席したものとみなす。

議決を要する事項は、出席員の過半数をもって決定し、可否同数の時は、議長の決めるところによる。総会は次の事項を審議決定する。

- 1 主要な事業計画ならびに事業報告の承認
- 2 年次予算の決定ならびに決算の承認
- 3 規約及び規程の改正
- 4 会長及び監事の選出
- 5 その他運営に関する重要事項

理事会は会長が招集し、その議長となる。

理事会は、緊急案件については総会に代って、その権限を行なう。但し、次期総会において承認を得なければならない。

(地区協議会)

第10条 本会は、全国を数地区に分ち、地区協議会を設け地区活動を推進する。地区の分割及び地区協議会に関する通則は、別に定める。

(会計)

第11条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。会費は年額3,000円とし、本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり3月31日をもって終る。

(事務局)

第12条 本会に事務局をおき、その場所は理事会の承認を得て会長が定める。

(会則の改正)

第13条 この規約の改正は、総会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規約は、昭和53年10月13日から施行する。

地 区 協 議 会 通 則

第1条 規約第10条の定めるところにより、次の地区協議会をおく。

- | | | | |
|---------|-----------|-----------|--------|
| 1 北海道地区 | 3 関東甲信越地区 | 5 近畿地区 | 7 九州地区 |
| 2 東北地区 | 4 東海・北陸地区 | 6 中国・四国地区 | |

②前項の各地区協議会は、原則としてその地区に所在する図書館をもって組織する。

第2条 各地区協議会は、その会則、代表者、役員および会員名簿を私立短大図書館協議会長に届出なければならぬ。

②前項の届出事項に変更が生じたときもまた同じ。

第3条 地区協議会は、本部役員会と密接な連絡のもとに自主的な活動を行なうものとする。

第4条 地区協議会に次の役員をおくことができる。

- 1 地区協議会長
- 2 幹事
- 3 その他

第5条 前条の役員のうち地区協議会長は、私立短大図書館協議会理事とする。

第6条 地区協議会の経費は、私立短大図書館協議会の交付金その他をもってこれに当る。

第7条 地区協議会は、毎年1回以上その事業ならびに会計報告を私立短大図書館協議会長に提出しなければならない。

＜地区協議会活動報告＞

○東北地区

＜第2回東北地区協議会＞

東北地区協議会第2回の集いが、JLA主催全国図書館大会が、青森市において開催されたのをよき機会として、第一日目の10月12日、主会場である青森市民会館において開かれた。

東北地区の本協議会参加館は10館であるが、今回の全国図書館大会に出席しなかった館があったため、参加館7館によって行われた。人員的に多いとは言えないが、その代りアットホーム的な親和感が溢れて、“われわれの協議会”という自覚を深め得たことは幸いであった。

もう一つの幸いは、本協議会常務理事安部豊巳先生（別府大学）に講師として御臨席いただくことができたことであった。

午後4時開会、自己紹介の後、昨年第1回集会（5.3.11.12）の折、前理事宮城清先生（仙台白百合短期大学）の提唱された通り、私立短期大学図書館協議会の真の発展は地区協議会の活動が基盤であることを確認し、地区の活動を密にすること、未加盟館に参加を呼びかけ、仲間を多くすることを大前提とすることを申し合わせた。

集会に今回はじめての参加館のため、御臨席の安部先生よりあらためて本協議会設立の経緯、昨年9月29日創立総会開催後、1ヶ年の経過から現状に至るまでの当面の諸問題について解説されたが、今更ながら私立短大図書館をめぐる問題の多面的であることを痛感した次第であった。その後、参加者からの質問に対して安部先生より懇切な説明が行われ、特に現場図書館における些末な問題も、小問題として放置することなく仲間同志によって解決の緒（いとぐち）を作つて行くことが、将来の発展の貴重な段階であることを明確に指摘された。短大図書館担当者の使命としては、日常業務の繁務の中に埋没することなく、短大教育の中における「短大図書館」という有機体を巨視的に見てゆく態度が必要であることを示唆された。

特に「日短協図書館研究委員会」の実施してきた「図書館担当者研修会」が一応の実績を示しているので、これとの関係が問題となるが、これと本協議会とは、はっきりと別組織なので、今後の行き方については本協議会が自主的に決定してゆくものであり、今後の活動内容によって存在を示す、という時期を迎えてるので、発足二年目、三年目の今明年が、本協議会にとっての最

重要な年代であることを各自確認したことであった。

なお、今後の研修・懇談・協議等の集会については、東北地方という地域の広さ、交通の便、状況等を勘案する必要があるため、少くとも二地域、あるいは三地域に分けて、それぞれの拠点を設定して集会を持つということになった（第1回集会の際の希望意見としては、日帰りできる集会を希望するという提案があった）。

また、第1回集会の折の懸案であった「地区図書館の担当者名簿」を作成、印刷して配布すること。これも加盟館ばかりでなく、未加盟館も含めて、東北地区所在私立短大図書館の全部を網羅して配布することを今後の活動計画の中に入れることになった。

今後の集会の開催については、その時期・内容等について、今回参加されなかった図書館の意見もよくお聞きした上、決定することになった。

最後になりましたが今回、地元から参加された青森明の星短大図書館長太田五郎先生には、種々の御提案と、御高配をいただいたことを付記しておきます。

○東海・北陸地区

＜地区協議会発足準備会＞

日時：昭和53年6月15日 午後2時～4時
会場：愛知淑徳短大

概要：地区協議会の発会を決議し、直ちに準備会を幹事会に切替えて運営・事業・規程について協議。運営にあたって、会長校（愛知淑徳短大）、幹事校（瑞穂短大、名古屋短大、大垣女子短大、北陸学院短大、東海学園女子短大）を設けることとする。

＜規定の制定・実態調査・実務研究会＞

準備会における協議に基づき、地区協議会規定の制定、地区短大図書館の実態調査及び第1回実務研究会を実施した。規程は私立短大図書館協議会後「東海・北陸地区協議会会則」として施行。実態調査に関しては、24校の回答を得て資料を作成した。尚、実務研究会の概況は下記の通り。

＜第1回実務研究会＞

日時：10月31日（火）午後1時～4時30分
会場：愛知淑徳短期大学図書館

出席者：32名（加盟11校19名、非加盟8校13名）
日程：会長・会場校の学長のあいさつがあり、つづいて、オリエンテーションがおこなわれ、参加者の自己紹介の

あと、司会者天野信定氏（大垣女子短期大学）によって会の進行がなされた。

夏目あさゑ氏（愛知淑徳短期大学）より「日本目録規則・新版（予備版）への切替について—愛知淑徳短期大学の実状」についての発表があった。要旨は次のとおりである。

愛知淑徳短大の場合、NCR新版（予備版）草案が出版された際に、職員各々が、草案を通読し、毎週土曜日全員で切替問題について、検討を重ねてきた。従来から使用している、NCR'65年版、JLA整理技術テキスト（簡素化の手引）を軸として、切替えた場合に、次の三つの問題点がある。

①記述の対象—新版では、1冊ずつ記述とあるが、'65年版では、完結本によって記述する点で相異がある。しかし、従来の完結本は1冊ずつの記述になるので、継続のものについては、従来どおりの配慮をすれば、問題は解決できる。また、②標目の表わし方、③標目指示については、整理業務マニュアルを作成することによって解決できるから問題はない。

目録の編成については、書名、著者名、分類ごとに個別化し、それぞれ独立した閲覧用目録を編成しているので、基本記入と副出記入との差は全く認められない、という点と、また、対外的な出版物、東販週報、日販週報、国会図書館の印刷カード速報納本週報などの一連の出版物との関連と統一を考えたうえ、大きな支障がないという結論から、昭和53年4月1日をもって、NCR新版（予備版）に切替えた。

目録規則は、'65年版、JLA整理技術テキスト（簡素化の手引）との関連性を考え、部分的に省略したり、注の部分や別法を使用して、目録上の統一を計るために、「図書の整理」業務マニュアルを作成した。

現在の目録業務については、全く支障なくおこなわれている、という報告があり、引続いて「日本目録規則・新版（予備版）切替と諸問題」について、質疑応答がおこなわれた。助言者：林勇一氏（愛知淑徳短期大学）

整理技術全国会議の「NCR新版と'65年版との主要な相異点」をもとに、記述における相異を逐条に、また、国会の印刷カード速報納本週報との記述の違いについて、述べられた。

休憩のあと、林勇一氏（愛知淑徳短期大学）より私立短期大学図書館協議会総会（青森）報告があり、特に、通則が制定され、中部地区図書館協議会の名称が、東海・北陸地区図書館協議会になった。今後は、この名称での運営をおこなう。なお、通則ができるまで、施行を

保留されていたが、通則ができたので、規程を会則と改め、10月13日から、東海・北陸地区図書館協議会会則として施行するという報告があった。

次いで、東海・北陸地区図書館協議会運営について、話合いがおこなわれた。いろいろな意見が出たが、主に、次のような意見が出された。

①見学をかねた、かたちでの実務研究会をもちたい。

②本部からの交付金について。加盟校12校に対して、年間1万2千円の運営費では活発な活動ができないので、本部からの交付金について、配慮をしてほしい。

最後に、会長の閉会のことばで会を終了した。

○近畿地区

＜第2回研修懇談会＞

日時：昭和53年7月28日午前10時—午後4時30分
会場：大谷女子短期大学図書館

参加校：29校、43名（講師1名含む）

概況：理事校の図書館長あいさつのあと、講師として桃山学院大学助教授志保田務氏を招き「NCR新版について」の講演が行われた。まずNCRの歴史を背景として1977年NCR新版予備版登場の経緯を説明。そのあと、7月6日東京で開催された新版説明会の内容に触れながら、NCR'65年版と新版予備版の相異及び新版予備版の問題点について述べられ、NCR新版はあくまで汎用として利用し、各図書館で修正適応させ、自館に通用するマニュアルとすることが必要であると結ばれた。このあと質疑応答が行なわれ、講演が終了。

続いて研修懇談会にはいり、図書館カード（地区短大図書館名簿カード）の作成及び廃棄本の処理の仕方について意見交換が行なわれた。

＜第3回研修懇談会（図書館見学）開催予定＞

日時：53年12月9日 午後1時半—4時

見学図書館：同志社大学図書館・同女子大学図書館

○中国・四国地区

地区協議会通則を作成し、発足した。尚、次の通り役員校を選出した。会長校：鈴峯女子短大図書館、幹事校：比治山女子短大図書館、監査校：山陽女子短大図書館

○九州地区

＜第2回実務研修会開催予定＞

期日：昭和53年12月4日

場所：西南女学院短大

<事務局報告>

53年度第4回 在京役員会記録

昭和53年7月10日 於：文教大学女子短大

I 報告事項

- 1) 新規加盟館（2館）
- 2) 連絡責任者の変更について
- 3) 東北地区理事の後任の件
- 4) 地区活動費送付の件
- 5) 中部地区協議会からの準備会報告について
- 6) 各地区からの書簡
- 7) 会報2号の発行と配布について（発行部数600部、印刷費32,000円、送料10,200円。
配布先は加盟館及び関係諸団体）

II 協議事項

- 1) 関東私立短期大学協会発行「学内諸規則集第5集」について
- 2) 新規加盟館に対する会報の送付—今後事務局から送付するものとする。
- 3) 10月13日の総会（私立短大協）について
- 4) 加盟館実態調査の件—研究活動担当理事・幹事によるアンケート項目試案を検討。各地区の意見も取り入れて纏めることとする。

第5回 在京役員会

昭和53年9月18日 於：青葉学園短大

I 報告事項

- 1) 安部常任理事の別府大学赴任の件
- 2) 新規加盟館（2館）
- 3) 国立国会図書館30周年記念式典出席者について
- 4) 近畿地区第2回研修懇談会について

II 協議事項

- 1) 地区協議会通則（案）について
- 2) 加盟館の所属地区について—各地区的範囲に柔軟性を持たせ、事情により隣接地区への加盟を認めるることを了承。
- 3) 総会について
 - 講演会
 - 総会運営
 - 役割分担
- 4) 全国理事会（10月12日）について
- 5) 加盟館実態調査について

第6回 在京役員会記録

昭和53年10月30日 於：青葉学園短大

I 報告事項

- 1) 新規加盟館（1館）
- 2) 中国・四国地区協議会の会則・役割が決定した件

II 協議事項

- 1) 54年度総会開催の件
- 2) 私立短期大学図書館総覧作成の件
 - アンケートの調査項目
 - アンケート用紙の配布および回収方法
 - アンケート用紙に添付する送付状
 - 総覧の形態
- 3) JLA短大部会幹事の推薦について一本協議会から渡辺敏一幹事を推薦する。
- 4) 会報第3号の発行について

<53年度第2回 全国理事会>

日時：昭和53年10月12日 午前11時より

場所：青森市民会館

議題：総会運営の最終検討

<昭和52年度 会計監査報告>

昭和53年9月22日監査

○収入	
会費（118校×3,000円）	354,000円
預金利息	1,684円
計	355,684円
○支出	
会報印刷費（1号分）	44,000円
通信費	26,850円
（うち会報発送費 22,850円）	
事務用消耗品費	7,470円
計	78,320円
○残高	277,364円

<地区別加盟館数>

昭和53年11月25日現在

北 海 道	1 1	東 海・北 陸	1 2
東 北	1 0	近 畿	3 2
関 東 甲 信 越	4 7	中 国・四 国	1 2
（うち東京）	2 4	九 州	1 8

(計 142館)

<会費納入のお願い>

昭和53年度会費の未納館が若干ございます。お手数ですが、至急御納め下さるようお願い致します。

私立短期大学図書館協議会新加盟館（第2号以後追加） 昭和53年11月25日現在

短期大学図書館名	〒	住 所	連絡責任職・氏名
<北海道>			
静修短大	061-01	札幌市豊平区清田153-799	図書係長 安斎敏雄
<東北>			
青森明の星短大	030	青森市浪打2-6-32	図書館長 太田五郎
<関東・甲信越>			
上田女子短大	386-12	長野県上田市大字下之郷	司書 長張和子
静岡英和女学院短大	422	静岡市池田1769	長沢喬子
新潟青陵女子短大	951	新潟市西船見町字浜浦5939	司書 湯尾美代子
<東海・北陸>			
一宮女子短大	491	一宮市日光町6	司書 田中直利
中日本自動車短大	505	岐阜県加茂郡坂税町深萱1301	図書館長 合田涉
聖徳学園女子短大	500	岐阜市中鶴1-38	長沢千恵
<近畿>			
成安女子短大	602	京都市上京区相国寺北門前町	図書館員 福地ユキ子
奈良佐保女学院短大	630	奈良市鹿野園町806	司書 仲井道子
<九州>			
別府大学短大	874-01	別府市北石垣82	事務長 佐藤允昭

<加盟館名簿の変更>

○九州地区 精華女子短期大学：連絡責任者「木稻律子」→「山本和美」

<私立短期大学図書館総覧作成についてのお願い>

青森での総会で決議された実態調査の用紙は近く地区理事を通して各館に配布いたします。記入後の用紙はそのまま印刷し冊子として3月には頒布できる予定です。館相互の協力・情報交換等の資料となります。よろしく御協力の程をお願いいたします。

<私立短期大学図書館協議会役員>

会長 もり・きよし（青葉学園短大）

会長推薦理事

地方選出理事 片山喜八郎（国学院大学栃木短大）

常任理事（事務総括、会計、専外担当）

梶田 一（愛知淑徳短大）

安部 垂巳（別府大学短大部）

前川 和子（大谷女子短大）

理事 事（連絡、広報、記録担当）

川崎 文策（鈴峯女子短大）

網本 正巳（調布学園女子短大）

村上 博子（西南女学院短大）

理事 事（研究活動担当）

宮島 敬久（共立女子大学短大）

芝原 翠（東洋英和女学院短大）

柴田さち子（立教女学院短大）

理事 事（会報編集担当）

森 康子（青葉学園短大）会長校

菅原 春雄（文教大学女子短大部）

渡辺 敏一（東京女子大学短大部）事務局

地方選出理事 坂本 龍三（北海道武藏女子短大）

青木 忠洋（文教大学女子短大部）会報校

中村 泰正（山形女子短大）

杉山 敏子（フェリス女学院短大）研究校